

平成28年7月20日
東北経済産業局

「津軽の桃」地域団体商標登録へ
～東北地域の地域団体商標は44件に！～

特許庁は、青森県の『津軽の桃』（出願人：津軽みらい農業協同組合）を登録査定※しましたのでお知らせします。

全国で602件目の登録査定であり、今後、本件が登録となった場合、東北地域の地域団体商標の登録件数は44件となります。

※登録査定の通知を受領した後、30日以内に登録料（28,200円/区分）を特許庁に納付することにより、商標権の設定登録が行われ、登録日から10年間効力が継続します（更新も可能）。

1. 登録査定

都道府県：青森県

商標（よみがな）：津軽の桃（つがるのもも）

出願人：津軽みらい農業協同組合

2. その他

平成28年7月20日（水）特許庁ウェブサイトにて公表

【参考1】地域団体商標について

地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的に、地域の事業協同組合や農業協同組合等の「地名＋商品（サービス）名」からなる商標について、特定の要件を満たした場合に登録を認める制度です。

【参考2】地域団体商標に関する情報について

特許庁ホームページ（地域団体商標制度）をご参照下さい。

〔主な掲載内容〕 ○地域団体商標登録紹介

○地域団体商標出願・登録状況 等

URL：http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm

（本件に関するお問い合わせ先）

東北経済産業局地域経済部産業技術課特許室長 山口竜三

担当者：柴原

電話：022-221-4819（直通）